

総長選挙に当たっての すすめる会世話人の声明

立命館で働き学ぶすべての教職員の皆さん。一時金訴訟をすすめる会世話人会は、総長選挙に当たって、以下のような声明を発表しました。

この間、夏休み前までは非公式に、8月23日には裁判所を介して、和解協議が行われてきましたが、理事会側の協議に臨む態度がおよそ和解を求める立場として理解できるものではなかったため、世話人会、弁護団としても、理事会側の真意を測りかねており、ニュースが発行できず、もうしわけありませんでした。

法人側は8月23日の京都地裁における和解期日において、それまで非公式に行われた議論から後退した内容の和解案を提出しました。この和解案の内容と世話人会としての評価につきましては、10月13日にもう一度裁判所で和解期日がありますので、それを経てから、お知らせいたします。



京都地裁における和解協議期日のお知らせ

10月13日（水）午前11時、京都地裁320号法廷

今号のニュースでは、以上のような和解協議の様子をふまえ、総長選挙に当たっての世話人会声明を掲載いたします。わたしたちすすめる会にとっても、一時金カット問題をきちんと誠実に解決できる総長が選ばれるかどうか、という点で、総長選挙は重大な関心事となっているところです。

そもそもこの一時金訴訟は、立命館民主主義に則った労使行為の仕組みを理事会側が一方的に破壊し、しかもそれを労使の話し合いによって解決しようともせず、また、地方労働委員会のあっせんの曲解など、理事会側が全く誠実な態度を見せず、もはやこのままでは立命館民主主義が理事会によって闇に葬られるのではないかと、という強い危機感から起こされたものです。すすめる会が最初の一石を投じ、やむを得ず訴訟の手立てを採ってたたかうことにより、民主主義の破壊から回復へと向かう教職員の運動が起こりました。声明はこの観点も含めて、総長選挙に当たってのすすめる会と

しての立ち位置を表明するものです。

立命館のすべての教職員に訴えます

誠実な和解交渉を怠る学園トップに対して深い憤りを表明し、人心一新を求める

2010年10月1日

「立命館学園一時金訴訟をすすめる会」世話人会

一、私たちは人心一新を求める

2005年から3年間にわたって続いた一時金カットによって理不尽に奪われた賃金を取り戻すために百数十名を超える教職員が、07年11月、一時金の支払いを求める裁判を起こしてから3年が経過しようとしています。原告はその後の追加提訴で二百名を超え、支払い要求金額の総額も三億円に達しました。

08年1月に初公判が開かれて以来、今日までに公判は12回に及び、7名の同僚教職員が意見陳述を行いました。裁判所に提出された、私たちの主張と法人側への反論を展開した文書(準備書面)は九通になります。

08年度の「春闘・秋闘」で教職員組合が平均6.3%のベアを闘い取ったことを受け、法人側の提案によって私たちは「和解協議」のテーブルに着きました。しかし昨年5月に第1回が行われて以降、私たちの再三の問いかけにも関わらずこの1年半の間にわずか3回の協議が行われただけです。しかも提案はあやふやで明快を欠き、事実上、私たちに一方的な訴訟の取り下げを求めるものに過ぎず、根本的な解決を目指す誠意もまた強い決意もまったく感じられないものでした。

法人側交渉代表は総長、理事長の指示と方針のもとに交渉に臨んでいます。いたずらに時間を費やし大きな消耗を強いる法人側のこうした不誠実な交渉態度は、実は一時金訴訟に対する総長、理事長の意思と姿勢に依るところが極めて大きいと判断せざるを得ません。私たちは中途半端な解決を望みませんし、必要ならどれだけ長くかかっても納得のいく勝利のために闘い続ける覚悟でいます。しかし、裁判を維持しながら日々の教育、研究あるいは業務に当たることは精神的に大きな圧力と時間的制約を伴うことは否定できません。また原告が二百名に及ぶ大型訴訟の長期化が大学の正常な運営や教職員の協働にとってマイナスであることは言うまでもありません。総長、理事長をはじめ交渉に当たる理事会代表らは、同じ教職員としてこうした状況を知悉しながら、あえて愚劣な交渉の引き延ばしをはかっています。

私たちは、労使交渉をきっかけにして起こった紛争は何よりも労使の話し合いで解決することが本筋であると考えます。法人側もまた言葉では「学内のことは学内で解決する」と言いながら、実際には法廷と学内で言葉を使い分け、二重基準を弄し、一年半にわたってまともな和解提案もせず、当事者間協議も怠るという態度を取りつづけています。

それだけではなく、周知のようにそもそも現総長、理事長は05年以来立命館で起

こった相い継ぐ「不祥事」や失政に対して、それに見合う責任を全く自覚していません。私たちは、このような総長、理事長は、これ以上その地位にとどまるべきではないと考えます。

いま立命館学園では学園の将来にとって重要な政策判断になるであろう校地取得をめぐってさまざまな議論が行われています。私たちは、一時金訴訟団としてはこの問題に容喙する立場ではありません。ただ私たちは一般論として、重要問題は総長選後に慎重に審議すべきであるということの他に、政策上の意見対立ならば対話を通じて打開することはできるが、政策提案者への不信頼は議論だけでは払拭しえないということを強調したいと思います。私たちは、新中期計画や校地取得問題で学内が紛糾するのは、計画や提案自体に不備があるだけではなく、その背後には総長、理事長への根深い不信頼が存在するからであることを率直に指摘します。教職員の多くは、訴訟問題をはじめ、この間のさまざまな問題に対して適切な解決もはからず、責任も取らない総長、理事長に対して全く信頼を寄せてはいません。特に今回の新校地の提案とキャンパス移転についての生硬かつ稚拙な議論は、拙速、強引な判断の押しつけとも相俟って一層大きな信頼喪失を招いていると言わざるを得ません。

立命館の管理運営を本来あるべき軌道に乗せるためには、学園トップがその職を辞して人心一新をはかる以外にないと、私たちは考えます。

二、一時金訴訟の根本的解決のために

私たちが一時金問題を訴訟によって解決せざるをえないと決意したのは、一時金カット提案が理不尽であっただけではなく、理事会が一時金をテーマとする組合との交渉を一切拒否したからです。一時金カットは紛れもなく不当なものでしたが、理事会が労働法規に則り、組合の権利を尊重して業務協議会、団体交渉等の場で交渉を尽くしていたならば、その結果の如何に関わらず訴訟という手段は、おそらく選択されなかったといえます。

したがって、05年度の団交を一方的に打ち切り、一時金カットを強行したことは、業協合意にもとづく、つまり労働協約に従った労使の共同を破壊し、またそのことによって立命館の民主的な合意形成をも否定した愚かしい決断でした。06年以降は、もはや一時金を議題とした交渉にまったく応じようとしませんでした。それだけでなく組合に対する敵意をむき出しにした干渉も行いました。これらはすべて明確な不当労働行為や不誠実団交など、誠実交渉義務に違反する行為です。また私たちは、一時金カット問題についての交渉手続きがそのように違法なものであった以上、一時金カット提案そのものも無理無体かつ違法であったと判断します。一時金訴訟の解決のためには、まずこれらの行為を指揮した者の責任の所在を明らかにし、行為の違法性と不当性を具体的に認め謝罪することが必要です。

訴訟における私たちの中心的な要求は、言うまでもなくカットされた一時金を全額返還せよということです。提訴した教職員が失った一時金(賃金)の総額が裁判における要求額(訴額)です。したがって裁判そのものは訴額が支払われれば基本的には終結します。しかしそれだけではなく、問題の根本的解決のためには、奪われたお

よそ 20 数億円の一時金がすべての教職員に返らなくてはなりません。私たちは一時金の全面返還を求めるすべての教職員と共同して、このことを強く要求していきます。

私たちは教職員の利益を代弁した 08 年の平均 6.3%ベア合意そのものは評価しています。それは 05 年から 07 年の連年の年間賃金低下に歯止めをかけて、その金額を取りあえず 04 年の水準に戻すものであったからです。言葉を換えて言えば、カットされた一時金問題の範囲はこれによって 05 年~07 年の 3 年間に限定されることになったのです。訴訟で争われている訴額がまさにこの 3 年間のカット分に相当する金額であり、6.3%のベアによってもこの 3 年分の落ち込みは解消していないということが私たちの要求の根拠です。

しかし、総長、理事長は 6.3%ベアによって 3 年間分の落ち込みは解消した、若手、中堅の教職員は定年まで勤めあげれば失った一時金相当分は還ってくるので、したがって一時金問題は事実上解決したと認識していることが疑われます。訴訟そのものに対する不誠実で後ろ向きの姿勢もそこから来ていることが推察されます。私たちは「カット分を生涯賃金で返せ」などという要求は一度もしてこなかったし、またそのような理由付けが認められるはずもありません。私たちは総長、理事長が姑息な理屈を放擲して、3 年分の未払い一時金が存在するという基本認識にしっかりと立つことを要求します。

三、総長選挙と一時金訴訟

私たちの訴訟の原点は「訴状」に明らかであり、訴額の支払い、違法な交渉拒否の責任の明確化、民主主義の回復あるいは新たな創造の三点は私たちのたたかひの中心的なテーマです。

振り返れば、それまでの慣習が覆されて最も直接的な学内民主主義破壊が起ったのは一時金カットと総長選挙規定の改悪においてでした。私たちは 3 年前に裁判に踏み切って以来、多くの教職員一人ひとりによる立命館民主主義の新たな創造への願いと運動の広がりの中で、一つの重要なモーメントであり続けたことを自負しています。それとともに、一昨年暮れに教職員の間で総長公選制を回復する呼びかけがなされ、多くの人々を巻き込み賛同の輪を広げながら運動が発展し、一年有余の後には理事長専権的な選任規程を廃棄し、新たな公選規程を制定したことに大きな感動と励ましを受けてきました。

私たちは新たに制定された公選規程にしたがって、一時金訴訟問題の根本的解決にイニシアティブを発揮しうる総長が生まれることが、立命館学園の真に充実した発展のために不可欠であると考えます。

新しい公選規程は、周知のように、必要な場合には複数の学部にまたがる 50 人以上の推薦人の推挙によって教職員が直接総長候補者を推薦できる規定も存在します。私たちはこうした制度の活用も視野に入れながら、一時金訴訟問題の早期かつ全面的な解決のために努力する決意です。

